

平成19年度税制改正案が可決・成立

3月23日、「所得税法等の一部を改正する法律案」、および「地方税法の一部を改正する法律案」が参議院本会議で可決・成立しました。これにより、平成19年度の税制改正法案については「原案通り」成立したことになります。「所得税法等の一部を改正する法律案」は国税関連の改正を一つにまとめたものです。なお、3月23日というのは、税制改正法案が成立した日としてはここ10年でもっとも早い日になります。施行は4月1日。

主な改正内容は以下の通りです。詳細は、既にご紹介済みのものもありますが、必要に応じて個々にご案内いたします。

国税関連

- ・資本金等1億円以下の中小特定同族会社を留保金課税制度から除外
- ・未上場株式に係る相続時精算制度の特例の創設
- ・会社法における合併対価の柔軟化に伴う組織再編税制の改正
- ・信託法改正による新たな類型の信託への対応
- ・平成19年または20年に住宅ローン控除を利用する場合の特例の創設
- ・バリアフリー改修促進税制の創設
- ・電子申告に係る所得税額特別控除の創設

なお、今回改正内容のうち、以下の改正項目等については改正法案に含まれていませんが、3月末に改正法とともに公布される政令(施行令)や省令(施行規則)で定められることになっています。

- ・減価償却制度の抜本的見直し
- ・リース会計基準の変更に伴う所有権移転外リースの取り扱いの改正
- ・特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入について除外要件見直し
- ・エンジェル税制の適用要件の緩和

地方税関連

- ・バリアフリー改修に係る固定資産税の3分の1減額
- ・いわゆる「駅ナカ」に対する固定資産税評価額の見直し
- ・上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の特例の1年延長
- ・低公害車に係る自動車取得税の特例の見直しと2年延長

外国法人による三角合併解禁に対する税制整備

本年5月より外国法人による三角合併が解禁になります。

三角合併とは「株式交換」による企業買収方法のひとつで、合併される企業の株主に対して合併する企業の株式ではなく、その親会社の株式を対価として交付する方法です。平成11年の商法改正で国内企業に限り認められていましたが、今年5月より外国法人にも解禁されます。外国法人による国内法人の直接買収は認められていませんが、三角合併が外国法人にも認められれば、国内子会社を媒介にして国内企業を実質的に買収することができるようになります。

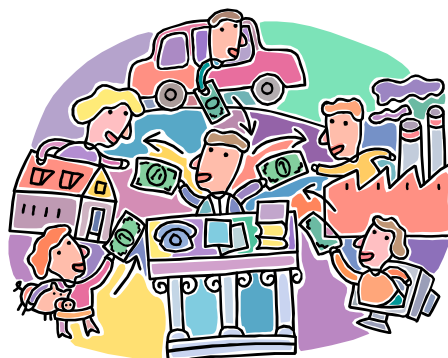
平成19年度税制改正では、この三角合併に対する税制の整備が行われています。というのも、従来の税制では親会社の株式を使った合併については「税制適格合併」とはされないため、その株式が交付された時点で株主が受ける譲渡損益については課税の繰延が認められていません。株主は株式を売却・譲渡しない限り実質的な益(現金)は得られないのに、株式交付(交換)時の譲渡益に課税されてしまうのです。これでは制度の利点を株主が受けることができません。

そこで、同改正では合併後の対価として完全(子会社の株式を100%保有する)親会社の株式のみが交付される場合に限り、「税制適格合併」として株式交付時点の譲渡益について課税の繰延が認められることになりました。ただし、株式の交付を受ける株主が非居住者の場合は課税の繰延は認められません。

また、三角合併が「税制適格合併」にみなされるためには、被合併会社の事業が合併後企業において継続されるとみなされる共同事業要件を満たす必要もあります。これは、国内のペーパーカンパニーなどを利用した単なる「企業乗っ取り」が横行しないようにするための措置です。

CONTENTS

平成19年度税制改正案が可決・成立	……P.1
外国法人による三角合併解禁に対する税制整備	……P.1
資金繰りと経営改善のポイント	……P.2
公示地価、全国平均16年ぶり上昇	……P.3
労働関連3法の改正案が国会提出	……P.4
雇用保険料率が改定されます	……P.4
職場のトラブルQ&A	……P.5
月度の税務スケジュール	……P.5
今月の名言録	……P.6
無料相談会実施中!	……P.6



資金繰りと経営改善のポイント

貸借対照表の仕組み

貸借対照表は資本(お金)の調達と運用の2面からとらえた計算書であり、資産の総額(総資産)は負債と純資産の合計額(総資本)と等しくなります。

貸借対照表の右側・・・資本の調達源泉
貸借対照表の左側・・・資本の運用形態

資本と資金は混同して使われていますが、資本は元手としてのお金、資金はそのうちの今の現預金です

お金を増やすにはどうしたらよいか

貸借対照表の左側(資本運用額)

<増加を抑える例>

- 1、無駄な新規投資をしない
- 2、遊休資産の売却
- 3、運転資本を極力減らす
 売上債権、棚卸資産の圧縮や
 仕入債務の適正水準維持

貸借対照表の右側(資本調達額)

<増やす例>

- 1、当期純利益を増やす
- 2、資金の払い込みによる増資
- 3、借入金を増やす



お金、在庫、売掛金

	お 金	在 庫	売 掛 金
保 有 の 利 益	利子を生む	利子を生まない	利子を生まない
保 有 コ ス ト	原則として不要	原則として必要 (金利、賃借料、管理費)	原則として必要 (金利、事務管理費用)
価格下落の危険性	原則として価値が下がらない	商品価値が落ちる場合がある	貸し倒れを避けるために一部 債権カットに応じる場合もある
ロ ス の 危 険 性	金融機関に預けることで 防げる	売り場でのロスが生じやすい	貸し倒れが生じる場合がある

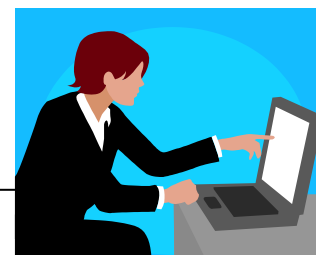
良い借金、悪い借金？

良い借金(借金の返済予定が明確で、利子を上回る利益を生むこと)

- 1、収益が見込める投資資金・・・設備投資によって売上が増え、その結果一定水準以上のお金を生み出す場合。
- 2、効率化のための投資資金・・・設備投資によってコストダウンがはかられ、お金を生み出す場合。
- 3、一時的つなぎ資金・・・賞与や納税のための資金など短期間で返済が見込める場合。

悪い借金(返済予定が不明確で、利子を上回る利益が生み出せない)

- 1、人件費や仕入など営業費用の支払い資金・・・経常収支がマイナスである場合が多い。
- 2、収益見込みが不確実な投資資金・・・損失を受けるための借金になる可能性が高い。



One Point

電子申告税額控除

平成19年度税制改正では個人が所得税の申告を電子申告した場合、5000円の税額控除を受けることができる制度が導入されます。税額控除ですから、電子申告すれば税金が5000円戻ってくるというイメージです。ただ、この制度の適用を受けられるのは平成19年と平成20年の所得のどちらか一方で、今年の確定申告ではありません。

なお、この制度の適用を受けるためには、納税者自身が公的機関や電子証明書発行機関(民間)の発行する電子証明書を取得して、電子申告に添付する必要があります。

電子証明書の取得費用は発行機関によりピンキリですが、もっとも安いのは住基カードに電子証明書を付ける方法です。写真入りで1500円、写真無しなら1000円で電子証明書を取得でき、1年間の更新料も500円で済みます。また、電子証明書をパソコンで読みとるためには、3000円～1万円くらいのICカードリーダーも必要です。

つまり、電子申告するためには4000円以上の出費が必要になるため、5000円の控除を受けても、実はそれほどお得感はありません。なお、税理士が代理申告した場合には、納税者の電子証明書を省略できるようになるため、この場合に5000円控除を受けるケースはごく少数に限られると思われます。

公示地価、全国平均16年ぶり上昇

国土交通省が3月末に発表した2007年公示地価によると、全国平均(全用途)で前年に比べ0.4%上昇し、1991年以来、16年ぶりにプラスに転じました。

東京、大阪、名古屋の3大都市圏では、住宅地が16年ぶり、商業地も2年連続で上昇しました。

一方、地方圏は住宅地、商業地とも下落したものの、いずれも下げ幅は3年連続で縮小しています。

この結果、全国平均で住宅地が0.1%、商業地2.3%と、16年ぶりにそろって上昇に転じました。3大都市圏では、景気回復が続く中、住宅地、商業地とも40%を超える伸び率を示した地点が続々と現れ、3大都市圏全体で住宅地は2.8%、商業地は8.9%の上昇率となっています。

名古屋市は、商業地で上昇率10傑の中に名古屋駅前を含む3地点が入っています。相対的には前年の8地点から減少していますが、30 - 40%と前年以上に大幅な上昇率を示した地点が相次ぎ、名古屋市全体でも16.1%と高い伸びとなっています。

住宅地は市内全16区で上昇しており、名古屋駅前で超高層ビル建設が相次ぎ、オフィスや住宅需要などをめぐる期待感が価格を押し上げたとみられています。

脱デフレ、先行き物価への波及も

全国の平均地価が16年ぶりに上昇し、資産デフレからの脱却が徐々に鮮明になってきました。

東京、大阪、名古屋、福岡の調査地点の一部で、地価上昇率が40%を超えたことで、「局所バブル」を懸念する声も出ています。上昇率が全国最高となった東京都渋谷区の表参道ヒルズ周辺では「売り手が不動産業界の常識を超える価格を示しても、買い手がついている状態」(大手不動産会社)。都内では1年ほど前に「路線価の3倍」の高値取引が話題となっていました。今では「路線価の6倍」も目に付くほどといわれています。

地方都市で上昇ぶりが目立っているのが、福岡と仙台の商業地です。福岡市ではJR博多駅前の商業地が軒並み30 - 40%上昇しています。仙台市ではJR仙台駅西口周辺の商業地で上昇率が30%を超えています。

このような大幅な地価反転に先行したのは株価で、日経平均株価は史上最高値の38,915円と比べ4割強に留まっていますが、株式時価総額は既にバブル期に近い水準といえます。

東京証券取引所第1部の時価総額は現在、約560兆円にものぼり、過去最高となった1989年12月末の606兆円に迫っています。

一方、土地は上昇に転じたものの、東京都心部の住宅地が84年、商業地は80年とほぼ同水準にあります。

内閣府によると土地資産額のピークは90年末の2,452兆円で、最新データの2004年末時点では1,244兆円と未だ半分の水準に過ぎません。

物価が持続的に下がる「デフレ」経済に戦後初めて突入した日本の景気は、02年から回復していますが、消費者物価指数(CPI)の06年の上昇率は0.1%と、ようやく水面上に浮かんだ段階で、脱デフレの勢いは鈍いといわざるを得ません。このことから、地価の行方はゼロ近辺を漂う物価の先行きにもかかわってくる重要な要素となるでしょう。

CPIの構成品目のうち2割弱の比重を占める家賃は07年1月まで6ヵ月連続で前年同月比で下落しています。

しかし、東京都区部に限ると2月まで3ヵ月連続で上昇に転じています。

公示価格においては、バブル期は、実際に生じた取引価格を重視する評価方式であったものが、土地の収益力で評価する「収益還元法」との関連づけを重視する現在では、実際の値上がりが表れにくくなっているのかもしれない。

地価上昇が家計にどこまで波及してくるのかは、今後の物価動向を方向付ける焦点の一つになるでしょう。

全国商業地の上昇率上位10地点(1月1日時点)

	所在地	上昇率 (%)	価格 (円/m ²)
1	東京都渋谷区神宮前5 (第215Yビル)	45.5	10,400,000
2	名古屋市中村区名駅2 (船場名古屋ビル)	45.1	830,000
3	福岡市博多区博多駅前1 (第1・八龍ビル)	44.1	490,000
4	大阪市北区梅田1 (大阪第一生命ビル)	43.1	8,440,000
5	東京都港区北青山3 (東京建物青山ビル)	42.9	9,000,000
6	福岡市博多区博多駅前3 (日本生命ビル)	42.2	2,190,000
7	名古屋市中区牛島町5 (カネヒサビル)	41.9	610,000
8	東京都渋谷区神宮前1 (大西ビル)	41.2	9,180,000
9	大阪市中央区西心斎橋1 (御堂筋ビル)	40.6	6,750,000
10	名古屋市中区錦2 (名古屋鴻池ビル)	40.1	2,270,000



労働関連3法の改正案が国会提出

労働関連3法案(労働基準法、最低賃金法、労働契約法)の改正案が閣議決定され、国会に提出されました。いずれも現在の政策課題である「格差の是正」を目的とした改正になっています。ただし、話題の「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入はやはり見送られています。



ホワイトカラー・エグゼンプションが見送られたことで、今回改正の目玉は残業代の割増率を引き上げる「労働基準法」の改正になります。

企業は労働者が法定労働時間(8時間)を超えて労働した場合、割増し残業代を支払う必要がありますが、この割増し残業代の割増率について改正が行われます。具体的には25%以上という現行の割増率について以下の3段階とする改正になっています。

月間45時間以下の残業	割増率25%以上
月間45時間超～80時間以下の残業	割増率25%超を労使間で決定
月間80時間超の残業	割増率50%以上の残業(中小企業は除く)

月間の残業時間と割増率を連動させることによって、長時間労働を是正することが狙いです。



一方、最低賃金法改正案では「地域別最低賃金」の基準についての見直しと、最低賃金を支払わなかった場合の罰則の強化(罰金額が2万円から5万円にアップ)が行われていますが、施行されてみないと分からない点も多いようです。

また、労働契約法改正案では就業規則の変更についてのルールなどが改正されています。一見、変更に合理性がある場合は労使の合意無しでも就業規則の変更ができる形になっているようですが、こちらも「合理性」の基準が明確にならなければなんとも言えません。

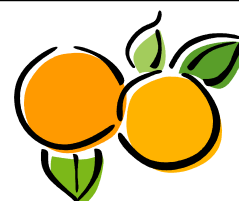
雇用保険料率が改定されます

平成19年4月より、以下のとおり雇用保険の保険料率が改定される予定です。

事業の種類	改定後 (平成19年度概算保険料の計算に使用)			改定前 (平成18年度確定保険料の計算に使用)		
	保険率	事業主負担率	被保険者負担率	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	15/1000	9/1000	6/1000	19.5/1000	11.5/1000	8/1000
農林水産 清酒製造の事業	17/1000	10/1000	7/1000	21.5/1000	12.5/1000	9/1000
建設の事業	18/1000	11/1000	7/1000	22.5/1000	13.5/1000	9/1000

頭の体操

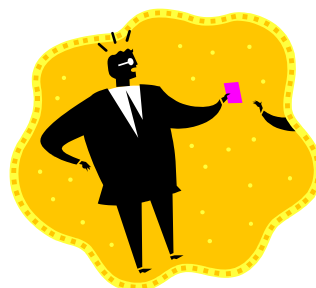
ある子ども会で、ミカンを小学生には2個ずつ、中学生には3個ずつ配ると106個必要です。また、小学生3人と中学生2人で5人のグループを作っていくと、最後のグループは小学生が1人足りません。小学生、中学生はそれぞれ何人ですか。



回答はP.5の下部にあります (日能研HPより抜粋)

職場のトラブルQ&A

～ 試用期間中の解雇 ～

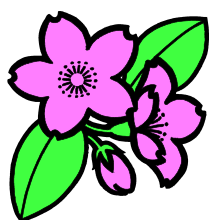


【Q】私の会社では、今春数名新規採用しました。現在は、就業規則で定める試用期間で勤務してもらっています。しかし、ある新入社員を当社に向いていないようなので解雇したいと考えています。試用期間中では、このような理由で簡単に解雇できるのですか。

【A】試用期間は、本採用前に当該労働者の勤務態度、能力、技能を評価して適格性を判断し、採用するか否かを決定する期間です。試用期間中は、使用者に労働契約を解約する権利(解約権)が残っており、正社員の解雇よりも広い範囲において解雇の自由が認められていると解されています。しかし、試用期間中といえども解雇が自由に行えるものではなく、解雇に値する客観的にみて合理的な理由が必要です。

したがって、「会社に向いていない」という抽象的な理由では解雇理由になりません。社員として適格性がないと判断するに至った理由(勤務成績や態度不良など)を具体的に示す必要があります。

試用期間の法的性質は、現行法上は特段の規定はなく、学説上、種々の見解がありますが、最高裁は三菱樹脂事件の判決(最高裁大法廷昭48.12.12)で、「使用者と労働者との間の契約関係は、労働契約関係そのものにほかならないが、本採用に適しないと判断された場合には解雇しうるように解約権が留保された労働契約である」とする趣旨の判示をし、今日ではこのような見解がほぼ定着しています。



また同判決では、留保解約権の行使は、客観的に合理的な理由が存在し、社会通念上相当として是認されうる場合のみ許されるとしています。

なお、会社で取り決めをした試用期間中であっても、雇用した日から14日を超えて引き続き勤務していれば、労働基準法第21条により解雇予告が必要です。

試用期間中の解雇の原則

試用期間中の解雇は、試用期間を設定した趣旨に照らして相当である場合のみ、許される。従って、試用期間中であるからといって、設問のように解雇は自由にはできない。採用後14日を経過している場合は、法定の解雇の手続が必要である。

4月度の税務スケジュール

内 容	期 限
3月分源泉所得税・住民税の特別徴収額の納付	納 期 限 4月10日(火)
2月決算法人の確定申告	申 告 期 限 5月 1日(火)
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	申 告 期 限 5月 1日(火)
8月決算法人の中間申告(半期分)	申 告 期 限 5月 1日(火)
法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告	申 告 期 限 5月 1日(火)
消費税の年税額が400万円超の5月・8月・11月決算法人の3月ごとの中間申告	申 告 期 限 5月 1日(火)
消費税の年税額が4,800万円超の2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告	申 告 期 限 5月 1日(火)
軽自動車税の納付	納 期 限 4月中において市町村の条例で定める日
固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付	納 期 限 4月中において市町村の条例で定める日

「頭の体操」の解答 小学生:26人 中学生:18人

今月の名言録

ささいなことにも気を込める

正しい判断ができる人は仕事がよくできる人だと言われます。

正しい判断をするには、どういう状況にあるかということ、鋭く観察する必要があります。ものごとの核心に触れるまでの、鋭い観察力がなければならぬのです。

この鋭い観察を生むのは、精神の集中です。しかし、急に精神を集中しようと思っても、なかなかできるものではありません。実は集中するということには、習慣性があるのです。ささいなことでも、注意を払って行う習慣がある人は、どんな局面でも集中できるのですが、そういう習慣のない人は、なかなか精神のフォーカスを絞れないのです。

忙しいときにこそ、ささいなことにも気を込めて行うという習慣をつけるべきです。興味がないものでも、努めて意識を向けるということをするべきです。これを「有意注意」といいます。

この日常の有意注意が、「いざ」というときの判断力を左右します。そして、毎日トレーニングされた注意力と洞察力を身につけ、研ぎ澄まされた精神をもって、正しい判断ができる人を、切れ者というのです。

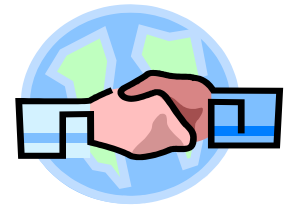


「心を高める、経営を伸ばす」(稲盛和夫著、PHP研究所)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きますようよろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052 - 331 - 0135

052 - 331 - 0145

FAX: 052 - 331 - 0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
近藤 裕美

